

男女共同参画推進センター利用登録団体について

【登録要件】男女共同参画の推進に取り組む5人以上の市民団体

※男女共同参画推進センター利用団体登録は、当センターを活動拠点として、男女共同参画社会の実現を目指し活動する団体(グループ)を支援する目的で行っています。

登録される団体の皆さまには、年数回の登録団体交流会や、アルザフォーラムに参加していただきます。改めて男女共同参画の理念を理解いただき活動されるとともに、センターが実施する事業に積極的な参加・協力をお願いいたします。

男女共同参画とは…

男女が性別にかかわらず、対等なパートナーとして、自分の個性や能力を発揮しながら社会のいろいろな分野に参画すること、またそれによって利益や喜びを分かち合い、責任もいっしょに担うことをいいます。

※「参画」とは、グループに加わるだけの「参加」と違い、メンバーの一員として考えたり、決めたりすることに積極的に加わっていくこと。

新潟市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。